

廃棄物系バイオマスの利活用に関連する支援事業の概要

名称	概要	補助率等
先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (環境省) (公益財団法人日本環境協会)	○再エネ導入のポテンシャル等の調査・整備、低炭素地域づくりのための事業化計画の策定、実現可能性(FS)調査の支援及び事業化計画の策定等に当たっての専門家派遣や人材育成等の支援、事業の実施に必要な再エネ・省エネ設備の導入支援を行うもの。	○再エネ等低炭素地域づくり事業化計画の策定。FS調査等の支援(補助額:地方公共団体 定額) ○再エネ・省エネ設備導入支援事業(補助事業)地方公共団体地域実行計画の計上事業等に係る設備導入支援:地方公共団体(1/2~2/3)
グリーンプラン・パートナーシップ事業 (環境省) (公益財団法人日本環境協会)	○地域における低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・実現可能性等に係る調査事業及び再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入事業に対し補助金を交付する事業を支援することで、低炭素地域づくりを促進し、もって地球環境の保全に資することを目的とした事業	○実行計画等計上事業に係る設備等導入 政令都市以外の市町村 補助率 2/3 その他 補助率 1/2 ○実行計画等計上事業等の事業化に向けた調査の実施及び計画の策定 都道府県、市町村特別区及び地方公共団体 補助率 1/1 (上限 1,000 万円/件) その他 補助率 1/2
独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金 (一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会)	○地域における自家消費向けの再生可能エネルギー発電システム等の導入促進を図ることを目的とし、地方公共団体、非営利民間団体、地方公共団体と民間事業者が連携して行う自家消費向けの再生可能エネルギーの設備導入事業及び自家消費向けの再生可能エネルギー発電システム等を導入し、且つ、災害等の緊急時等に地方公共団体から防災拠点に位置づけられた施設に蓄電池からの電力を供給する事業を行う民間事業者に対し、設備導入費の一部を補助	○補助対象設備 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電、蓄電池 ○補助率 地方公共団体・非営利民間団体 1/2 以内 民間事業者 1/3 以内
地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業 (環境省) (農林水産省)	【環境省執行分】 ○硝酸性窒素等による地下水汚染への対処を目的とすることから、原則として、その主な発生源である家畜排泄物を原料とするバイオガス事業であること。 ①バイオガス製造設備等の地域循環型バイオガスシステムの構築に必要な設備をリース方式により導入、運用し、併せて処理残滓の有効活用・適正処理を徹底することによる、ガス・熱・電気の地域への供給を通じた温室効果ガス削減の効果、地下水質の改善効果及び事業性等	【環境省執行分】 ○都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合であること。若しくは、その他の法人にあっては、平成25・26・27年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」において、契約締結時点までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。 ○予算限度額の範囲内で1~2件、予算総額3億円。 【農林水産省執行分】 ○複数の共同実施者(施設運営主体、

	<p>の実証を行い、課題の整理やその克服方法の検討を行う事業</p> <p>②取組を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ地域循環型バイオガスシステムの普及を図ることができる事業</p> <p>【農林水産省執行分】</p> <p>①水産系廃棄物を利用したバイオガスシステムの構築</p> <p>②食品廃棄物と水産系廃棄物を組み合わせたバイオガスシステムの構築</p> <p>③食品廃棄物と家畜排泄物を組み合わせたバイオガスシステムの構築</p>	<p>原料供給者、エネルギー利用者、行政機関等)により構成された地域協議会の代表機関</p> <p>○予算限度額の範囲内で1~2件、予算総額21億円。</p>
<p>循環型社会形成推進交付金 (環境省)</p>	<p>○市町村等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための、国が交付する交付金。</p>	<p>○交付率 1/3</p> <p>○高効率エネルギー回収に必要な設備及び施設の新設、増設に対しては費用の 1/2 を交付</p>